

契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続において、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書面

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・『書類の発行権者』の氏名（フルネーム）及び連絡先
- ・『本件事務担当者』の氏名（フルネーム）及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日等

本取扱いは、令和2年8月26日以降の調達案件について運用開始とし、当該書類の提出先が

- ・支出負担行為担当官神奈川県警察会計担当官
- ・官署支出官神奈川県警察会計担当官
- ・契約担当官神奈川県警察会計担当官

である場合に限ります。

また、神奈川県知事宛てに提出する書類は対象外となりますのでご注意ください。
その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

神奈川県警察本部会計課調度第三係
電話：045-211-1212 内線2247